

業務委託設計書

設計	検算	検算	照合	課長補佐	課長

第	号																
令和	8	一般	一般会計	款	土木	項	公園墓園	目	公園墓園維持	所属	東区維持管理課	設計	7. 1 2	提出	8. 1	業務委託	請負 一般入札
委託金額		円		業務名称					履行場所			工期 日間					
金				東区内公園除草業務（8-1）					東区矢賀町ほか			契約締結の日から令和8年11月30日まで					
<p>施行理由</p> <p>本業務は、公園に雑草が繁茂し支障となっているため、除草を行うものである。</p>																	
<p>設計概要</p> <p style="text-align: center;">除草 一式</p>																	

第 1 号

除草

明 細 表

内 訳

工 種・名 称	種 別	形 状・寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	適 要
除草	抜根除草	年3回	m ²	6,846.000			共通代価表第40101号 運搬距離 ~15km
除草	機械除草 ハンドカバ式 (小型)+肩掛式	<small>4.4PS・刈幅50cm 積込・運搬含む(除草)</small> 年3回	m ²	46,848.000			共通代価表第40203号 運搬距離 ~15km
(太田川緑地) 除草	機械除草 小型乗用式 草刈機+肩掛式	<small>3連ロータリーモア 刈幅120cm (除草)</small> 年2回	m ²	58,800.000			共通代価表第40205号 運搬距離 ~15km
除草	機械除草 肩掛式	積込・運搬含む(除草) 年3回	m ²	89,598.000			共通代価表第40201号 運搬距離 ~15km
除草	機械除草 肩掛式 法面	<small>ロープ足場使用 積込・運搬含む</small> 年2回	m ²	4,720.000			共通代価表第40204号 運搬距離 ~15km
除草	石積・ブロック積 除草	H=200cm以上 年2回	m ²	460.000			共通代価表第40104号 運搬距離 ~15km
計							

東区内公園除草業務(8-1) 工種数量表

区 分	種 別	数 量 (A)	回数(B)	年間管理数量(A×B)	備 考	
除 草	抜根除草	年3回	2,282.0 m ²	3	6,846.0 m ²	
	機械除草 ハンドタイプ式 (小型)+肩掛式	年3回	15,616.0 m ²	3	46,848.0 m ²	平地
	機械除草 小型乗用式 草刈機+肩掛式	年2回	29,400.0 m ²	2	58,800.0 m ²	平地
	機械除草 肩掛式	年3回	29,866.0 m ²	3	89,598.0 m ²	法面
	機械除草 肩掛式 法 面	年2回	2,360.0 m ²	2	4,720.0 m ²	法面(法枠)
	石積・ブロック積 除草	年2回	230.0 m ²	2	460.0 m ²	

東区内公園除草業務（8-1）

公園名	除 草		草刈工				備 考
	手抜き 年3回 (1回当り) (㎡)	石積 年2回 (1回当り) (㎡)	平地 年3回 (1回当り) (㎡)	平地 年2回 (1回当り) (㎡)	法面 年3回 (1回当り) (㎡)	法面(法枠) 年2回 (1回当り) (㎡)	
1 高天原墓園	2,282	230	15,616		29,866	2,360	
2 太田川緑地				29,400			
合 計	2,282	230	15,616	29,400	29,866	2,360	

仕 様 書

本業務は、公園緑地等維持管理標準仕様書（令和 8 年 1 月改訂（平成 2 3 年 1 月制定）広島市都市整備局緑化推進部）により施行すること。

特記仕様書

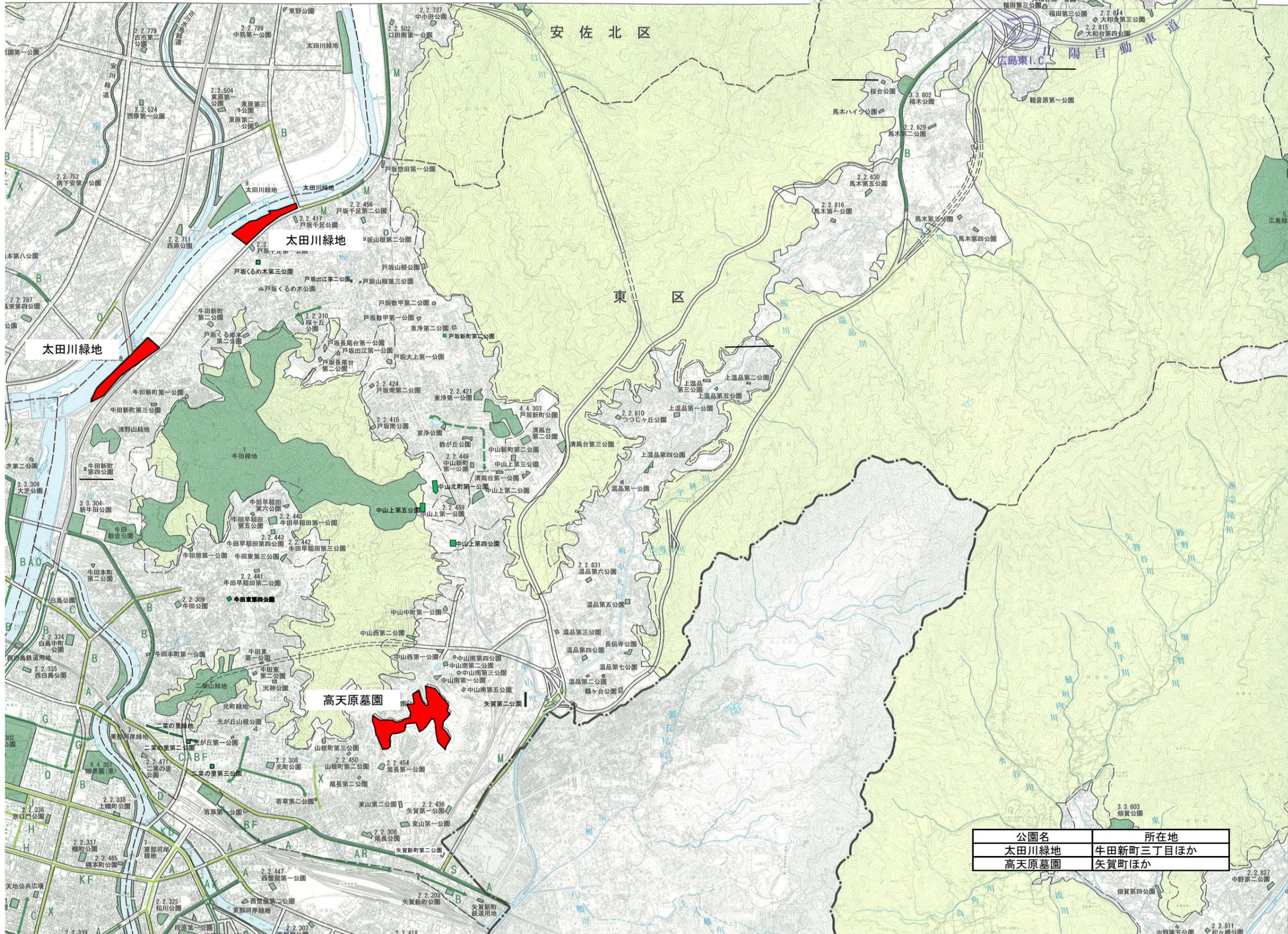
- 1 本特記仕様書は、東区内公園除草業務（８－１）（以下「業務」という。）に適用する。
- 2 本業務の実施区域は、別紙施工位置図のとおりとする。
- 3 作業週報（本市所定の様式）は、必ず作業前に提出すること。また、道路上で作業を行う際は、道路使用許可書（写し）を発注者に提出し、業務の実施にあたっては道路交通法を遵守すること。なお、未提出での作業を行った場合は、作業中止等の措置を行うことがある。
- 4 本業務の実施に当たっては、契約書中に示された作業実施時期に基づき契約後に作成・提出する実施工程表のとおり実施すること。なお、実施工程表は、発注者に提出する実施計画書に添付すること。ただし、天候、地元要望等により、やむを得ず各作業の開始・完了時期の変更が生じる場合は、発注者と受注者で協議の上、実施計画書を変更するものとする。
- 5 留意事項
 - (1) 処 分
広島市ごみ焼却工場へ搬入すること。
なお、処分先及び処分量の集計表、処分伝票の写しを提出すること。また、発注者が求める場合は、処分伝票の原本を提示すること。
 - (2) 除 草
樹木の周囲や中低木の中の除草は、樹木を傷つけないよう動力草刈機を用いないこととし、地際から手抜きによる抜根除草を行うとともに実生苗の除去も行うこと。
- 6 本業務の実施に当たっては、土木施工管理技士又は造園施工管理技士の資格を有する者又は建設業法第7条第2号イ又はロに該当する者（土木一式工事又は造園工事に限る。）を現場責任者（直接的な雇用関係にあるものに限る。）として配置すること。
- 7 業務実施中は、必ず作業中である旨を示す看板を掲げること。また、看板は出来るだけ、歩行者等から見やすい位置に配置すること。
- 8 業務中においては、トラック等の作業車や作業員のヘルメットに受注者（下請け作業については下請業者）の会社名を表示すること。
- 9 早朝・夜間（8時から17時までの時間帯以外）や休日（官公庁の休日）に作業する場合は、事前に業務打合せ簿を提出し、発注者の承諾を得ること。
ただし、原則として日曜日・祝日の作業は認めない。

10 報告事項

- (1) 受注者は、契約後直ちに、また、必要に応じて標準仕様書で指示する書類を提出すること。
- (2) 受注者は、工程表で示す作業期間の最終月の業務完了後 14 日以内（閉庁日含む。）に、所定の業務実施報告書に作業日誌及び作業記録写真帳を添えて、発注者に提出し、検査を受けるものとする。なお、作業日誌は、次の事項が確認できるものとする。
 - ① 業務名 ② 作業日 ③ 天候 ④ 就労人数 ⑤ 現場責任者
 - ⑥ 作業日に現場に配置した有資格者 ⑦ 作業数量

- 11 本特記仕様書に定められていない事項は、発注者と協議のうえこれを定めるものとする。

施工位置図



公園名	所在地
太田川緑地	牛田新町三丁目ほか
高天原墓園	矢賀町ほか